## 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第三号告 一宗

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第四号の規定によ

り、 道路の指定を次のとおり行った。

令和四年六月十日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢 部 政 実

				第一号	指 定 番 号
			第一項第四号	第四十二条	道路の種類
				令和四年六月三	指定の年月日
字桑崎字桑崎一番三地先まで羽生市大字桑崎字桑崎十三番地先から羽生市大	字桑崎字桑崎十二番八地先まで羽生市大字桑崎字桑崎三十番地先から羽生市大	字上岩瀬字中妻二十九番地先まで羽生市大字桑崎字桑崎十一番地先から羽生市大	ら羽生市大字上岩瀬字中妻二十八番三地先まで羽生市大字上岩瀬字中妻三百五十四番二地先か	市大字上岩瀬字中妻三百五十四番一地先まで羽生市大字桑崎字桑崎三十三番一地先から羽生	指定に係る道路の位置
百四十九・八四	七十一・四〇	四百六十八・三六	百八十七・七三	四百七十一・五六	(単位メートル) 道路の延長
六・〇	六・〇	七•○	八 •	+	(単位メートル) 道路の幅員

六・○	百三十二・七一	でら羽生市大字上岩瀬字中妻五百五十番四地先ま羽生市大字上岩瀬字中妻五百四十七番二地先か羽生市大字上岩瀬字中妻五百四十七番二地先か	
∴ ○	六十・七〇	大字桑崎字桑崎十二番八地先まで羽生市大字桑崎字桑崎十二番三地先から羽生市	
六 〇	七十九・〇〇	ら羽生市大字上岩瀬字中妻八十三番地先まで羽生市大字上岩瀬字中妻三百五十二番一地先か	
六 • ○	七十四・五一	地先まで 羽生市大字上羽生字新田前二千二百二十三番一羽生市大字上岩瀬字中妻三百五十番二地先から	
六 〇	九十五・二五	羽生市大字上岩瀬字中妻八十五番一地先まで羽生市大字上岩瀬字中妻五百五十七番地先から	
六 〇	九十八・八五	字桑崎字桑崎五番一地先まで羽生市大字桑崎字桑崎一番三地先から羽生市大	

	字桑崎字桑崎十一番地先まで	羽生市大字桑崎字桑崎十六番地先から羽生市大
		三十二・八五
		六。〇